

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律が改正され、平成19年4月1日から施行されます。



主な改正事項

- 船舶所有者等に対し、大量の有害液体物質等の排出があった場合に、防除措置の実施が義務付けられます。
- 上記防除措置の実施に必要な資材、要員の確保等が義務付けられます。
- 排出のおそれがある場合の海上保安庁長官による船舶所有者等に対する措置命令等が新設されます。
- 一定規模以上の保管施設の設置者・係留施設の管理者に対し有害液体汚染防止緊急措置手引書の作成、備置き又は掲示が義務付けられます。
ただし、有害液体物質等の防除のために必要な資材、要員等の確保の義務付け（第39条の5）については平成20年4月1日から施行となります。

国土交通省総合政策局
国土交通省港湾局
海上保安庁



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」の実施等に伴い、有害液体物質及び危険物並びに特定油以外の油による海洋汚染及び海上災害に対して迅速かつ効果的に対処し得る体制を確立するため、船長、船舶所有者等に対する防除措置の義務付け、海上保安庁長官による防除計画の策定等について定めるほか、所要の規定の整備が行われました。

ケミカルタンカー等による事故の多発



爆発



火災・流出



乗揚げ

有害液体物質及び危険物の流出事故等への対応体制強化の必要性の高まり

国際的にも議定書の早期締結の流れ

我が国としても早期の議定書の締結及び国内対応体制の強化が必要

海洋汚染防止法の一部改正

改正の方針

現行

重油等の蒸発しにくい油について、船舶所有者等に防除措置の実施、資材の確保等を義務付け

改正後

キシレン等の有害液体物質及び軽油等の揮発性の高い油についても、船舶所有者等に防除措置の実施、資材の確保等を義務付け

改正の概要

有害液体物質及び揮発性の高い油について

- 排出された場合の防除措置の実施を船舶所有者、海洋施設等の設置者等に義務付け
 - 上記防除措置の実施に必要な資材、要員等の確保、対応マニュアルの備付け等を義務付け
 - 排出のおそれがある場合の海上保安庁長官による船舶所有者等に対する措置命令の新設
 - 海上保安庁長官の指示に基づく独立行政法人海上災害防止センターによる防除措置の実施
- その他
- 海洋環境保全の見地から、環境大臣の査定を受けていない未査定液体物質の輸送を禁止

海洋汚染及び海上災害の拡大の防止

海洋環境の保全
生命・身体・財産の保護



主な改正内容

海洋汚染を防止するため

- 海洋施設等から大量の有害液体物質が排出された場合又はそのおそれがある場合に最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならないこととなります。
- 大量の有害液体物質又は特定油以外の油の排出があった場合、以下の義務が課されることとなります。
 - 船長又は海洋施設等の管理者は、直ちに、防除のための応急措置を講じなければならない。
 - 船舶所有者又は海洋施設等の設置者は、直ちに、防除のため必要な措置を講じなければならない。
 - 海上保安庁長官は、船舶所有者又は海洋施設等の設置者が講すべき措置を講じないと認めるときは、当該講すべき措置を講ずべきことを命ずることができる。
 - 排出された有害液体物質等の荷送人、荷受人及び係留施設の管理者は、船長、船舶所有者等が講すべき措置の実施について援助し、又はこれらの者と協力して防除のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 油（特定油を除く。）又は有害液体物質を輸送する船舶の船舶所有者は、一定の海域を、その船舶に貨物として油又は有害液体物質を積載して航行させるときは、その船舶の所在する場所へ速やかに到達することができる場所に、防除のために必要な資機材や要員を確保しておかなければならぬこととなります。（平成20年4月1日施行）
- 海上保安庁長官は、廃棄物その他の物の排出により海洋が汚染されるおそれがある場合のほか、船舶の沈没又は乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがある場合にも当該汚染を防止するため必要な措置を命ずることとなります。また、船舶の海難が発生した場合等、排出のおそれがある場合においても、油等の排出を防止するため必要な措置を命ずることとなります。
- 一定規模以上の保管施設の設置者・係留施設の管理者は、有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成、備え置き又は掲示しておかなければならぬこととなります。

海上災害を防止するため

- 船舶又は海洋危険物管理施設から危険物の排出が生ずるおそれがある場合に最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならないこととなります。
- 海上保安庁長官は、海上火災が発生した場合等において、以下の措置を命ずることができます。
 - 危険物が排出され海上火災が発生するおそれがある場合に、船舶所有者等に対する海上災害の発生の防止ために必要な措置
 - 危険物の海上火災が発生した場合に、船舶所有者等に対する海上災害の拡大を防止するために必要な措置
 - 危険物の排出が生ずるおそれがある場合に、船長等に対する当該排出の防止のために必要な措置

手引書について

- 有害液体物質を扱う一定規模以上の係留施設の管理者・保管施設の設置者に対し、「有害液体汚染防止緊急措置手引書」の作成、備え置き又は掲示が新たに義務付けられます。
- 以前から義務付けられていた油に関する「油濁防止緊急措置手引書」に加え「有害液体汚染防止緊急措置手引書」の備え置きに関する事務は、国土交通省(地方整備局・港湾事務所等)・内閣府(沖縄総合事務局)が行います。

有害液体汚染防止緊急措置手引書とは

- 保管施設や係留施設において海域への有害液体物質の流出事故が発生又はそのおそれがある場合に、被害を最小限にとどめるために、海上保安庁などへの通報、物質の防除方法など当該施設内の従業者の方などが直ちにとるべき措置などについて書かれている一種の「緊急事故対応マニュアル」です。

油とは

- 原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油
- その他国土交通省令で定める油(アスファルト等)、これらの油を含む油性混合物をいいます。

有害液体物質とは

- 油以外の液体物質で海洋環境の保全の見地から有害であると政令で定める物質(X, Y, Z類)で、船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及び海洋に流出するおそれのある場所にある施設において管理されるもの等をいい、700種類以上あります(例:キシレン、ベンゼン、スチレン、メタノールなど)。

係留施設とは

- 貨物として油を積載している総トン数150トン以上のタンカー、貨物として有害液体物質を積載している総トン数150トン以上の船舶を係留することができる係留施設。



保管施設とは

- 船舶から陸揚げし、又は船舶に積載する油又は有害液体物質を500kL以上保管することができる施設の設置者

注意点

- ①ばら積みで船舶輸送されるものに限ります。(自動車などで輸送されるものは対象ではありません)
- ②現に保管している量ではなく、保管可能な最大能力により判断します。
- ③一事業所における保管能力合計で判断します。例えば250kLの保管施設を2基保有している場合は対象となります。





手引書には具体的にどのようなことが記載されていればいいのですか？



国土交通省令(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則)第34条の2で定める事項が記載されている必要があります。

参考

国土交通省令第34条の2

法第40条の2第1項の国土交通省令で定める油濁防止緊急措置手引書及び有害液体汚染防止緊急措置手引書の作成に関する技術上の基準は、次に掲げる事項が定められていることとする。

- 一 管理者が当該施設又は当該係留施設を利用する船舶からの油又は有害液体物質の不適正な排出に関する通報を行るべき場合、通報するべき内容その他当該通報に係る遵守すべき手続きに関する事項
- 二 前号の通報を行うべき海上保安庁の事務所及び関係者並びにこれらの者の連絡先に関する事項
- 三 油又は有害液体物質の排出による汚染の防除に関する業務に必要な組織、資材等に関する事項
- 四 油又は有害液体物質の排出による汚染の防除のため当該施設内にある者その他の者が直ちにとるべき措置に関する事項
- 五 油又は有害液体物質の排出による汚染の防除のための措置について海上保安庁と調整するための手続及び当該施設の連絡先に関する事項



自主的にマニュアルを備え置いているのですが、それで足りますか？



必要事項が満たされていれば、既存のマニュアルをそのまま若しくは一部加筆修正することにより海防法上の手引書とすることができます。また他の法令(消防法など)により作成が義務付けられている規程類もそのまま若しくは一部加筆修正することにより海防法上の手引書とすることができます。



有害液体汚染防止緊急措置手引書のモデル(ひな形)はありますか？
それは、どこで入手できますか？



有害液体汚染防止緊急措置手引書と油濁防止緊急措置手引書の両方のモデル(ひな形)があり、本資料の最後に掲載されている国土交通省の地方整備局・北海道開発局又は沖縄総合事務局の港湾担当にお問い合わせください。

海洋汚染を防止するために

これまで、「有害液体物質」は、船舶によって輸送されるものを対象としていましたが、今回の改正によって、海洋施設等において管理されるものも有害液体物質として扱われることとなります。

※ 海洋施設その他の海洋に物が流出するおそれのある場所(陸地を含む。)にある施設のことを「海洋施設等」と定義しています。

Q 海洋施設等って、山奥にあるような施設も対象になるのですか?

A 臨海部にある施設だけでなく、河川に隣接する施設など、有害液体物質の流出事故が発生した場合に、海洋にその物質が流入する可能性のある場所にある施設も対象となります。これは、これまでの「海洋施設その他の施設」の考え方と同じです。

これまで、未査定液体物質については、輸送の届出及び環境大臣の査定を受けることのみが規定されており、輸送については特に禁止されていませんでしたが、今回の改正によって、環境大臣の査定を受けた後でなければ輸送してはならないこととなります。(平成19年1月1日施行)

これまで、海洋施設からの油及び廃棄物の排出は禁止されていましたが、今回の改正によって、有害液体物質の排出も禁止されることとなります。ただし、次の場合の有害液体物質の排出は除外されます。

○海洋施設の安全を確保し、又は人命を救助するための有害液体物質の排出

○海洋施設の損傷その他やむを得ない原因により有害液体物質が排出された場合において、引き続く有害液体物質の排出を防止するための可能な一切の措置をとったときの当該有害液体物質の排出

海洋施設であって有害液体物質の輸送の用に供される係留施設の管理者は、当該施設内に有害液体物質記録簿を備え付け、記載しなければならないこととなります。また、有害液体物質記録簿は、最後に記載した日から3年間施設の管理者の事務所に保存しなければなりません。

Q 構造上の問題により、有害液体物質記録簿を備え付けることができない海洋施設はどうすればよいですか?

A 有害液体物質記録簿を海洋施設内に備え付けることが困難な場合は、当該施設の管理者の事務所に備え付けることができるようになっています。

これまで、船舶から大量の油や有害液体物質^{*}が排出された場合又は海洋施設等から大量の油が排出された場合に最寄りの海上保安機関に通報しなければならないこととされていましたが、今回の改正によって、海洋施設等から大量の有害液体物質が排出された場合にも通報しなければならないこととなります(排出のおそれがある場合も同様)。

※ 大量の油：100L以上

大量の有害液体物質 X類物質及び未査定液体物質：1L以上 Y類物質：100L以上 Z類物質：1,000L以上

これまで、重油などの蒸発しにくい油(特定油)が排出された場合に限り、船舶所有者等は防除措置を講じなければならないこととされていましたが、今回の改正によって、大量の有害液体物質又は特定油以外の油の排出があった場合においても、以下の義務が課されることとなります。

○船長又は海洋施設等の管理者は、直ちに、防除のための応急措置を講じなければならない。(応急措置義務)

○船舶所有者又は海洋施設等の設置者は、直ちに、防除のため必要な措置を講じなければならない。(防除措置義務)

○海上保安庁長官は、船舶所有者又は海洋施設等の設置者が講すべき措置を講じてないと認めるときは、当該講すべき措置を講ずべきことを命ずることができる。(防除措置命令(是正命令))

○排出された有害液体物質等の荷送人、荷受人及び係留施設の管理者は、船長、船舶所有者等が講すべき措置の実施について援助し、又はこれらの者と協力して防除のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(協力義務)

Q 有害液体物質は種類もたくさんあり、それを防除するのは大変なのではないのですか?

A 物質に応じた防除手法を執る必要もあり、結構大変です。しかし、油の場合と同様、専門の防除機関に委託して防除することも可能ですので、義務の履行は可能であると考えています。

有害液体物質や特定油以外の油が排出された場合に、迅速かつ効果的な防除を行うためには、特定油の場合と同様に、一定の資機材等の準備が不可欠です。このため、今回の改正によって、油(特定油を除く。)又は有害液体物質を輸送する船舶の船舶所有者は、一定の海域を、その船舶に貨物として油又は有害液体物質を積載して航行させるときは^{*1}、その船舶の所在する場所へ速やかに到達することができる場所^{*2}に、防除のために必要な資機材や要員^{*3}を確保しておかなければならぬこととなります。(平成20年4月1日施行)

*1 東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を航行する総トン数150トン以上のタンカー及びケミカルタンカーが対象となります。

*2 原則として2時間以内に事故船舶に駆けつけられる事故船舶以外の場所です。

*3 有害液体物質等の特性に応じ、測定装置、放水能力を有する船舶、オイルフェンス、油回収装置等の資機材を確保するとともに、4級海技士以上の海技免許を受有し、かつ、甲種危険物等取扱責任者講習及び有害液体汚染防止管理者講習を修了している要員を確保しておく必要があります。

Q 確保しなければならない資機材等はどうやって決めたのですか?

A 法律が成立して直ぐに学識経験者や関係する事業者団体の方々で構成する委員会を設けて、そこで議論していただきました。その結果が「提言^{*}」として取りまとめられ、その内容に沿って、船の大きさや海域、資機材の種類等を決めました。

Q このような資機材等を船舶所有者個人が準備するのは大変ではないですか?

A 個人で準備すると大変ですので、「提言」の中でも所要の資機材や要員が既に確保されている第三者機関の有効活用が望ましいとされたところです。

※詳しくは、海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/h18/k20061120/h061120.pdf> の「HNS 国内体制整備検討委員会について」をご覧ください。

これまで、海上保安庁長官は、廃棄物その他の物の排出により、海洋が汚染された場合に限り、海上保安庁長官が当該汚染を防止するため必要な措置を命ずることができるとされていましたが、今回の改正によって、廃棄物その他の物の排出により海洋が汚染されるおそれがある場合のほか、船舶の沈没又は乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがある場合にも当該汚染を防止するため必要な措置を命ずることとなります。

Q 命令するかどうかは、どのように判断するのですか?

A 個別の事案ごとに具体的な被害の状況や海洋環境に与える影響等を検討し、命令を発する必要があるかどうかについて、関係地方公共団体、漁業関係者等の関係者と意見交換をして、慎重に判断することとしています。

Q どのような措置が命令されることになるのですか?

A 例えば、容器入りの貨物などが排出された場合であれば、捨うという意味での「除去」や船舶が沈没した場合であれば、「撤去」などが想定されます。

これまで、海上保安庁長官は、油又は有害液体物質の排出があった場合に限り、一定の要件に従い防除措置を命ずることができましたが、今回の改正によって、船舶の海難が発生した場合等、排出のおそれがある場合においても、一定の要件に従い当該油等の排出を防止するため必要な措置を命ずることとなります。

Q なぜ、排出のおそれがある場合に命令が必要なのですか?

A 油や有害液体物質は、排出されると時間の経過とともに広範囲に広がり、その被害範囲も拡大します。したがって、まだ排出されていない段階においても、被害を局限するため、油や有害液体物質の抜取りや他船への移替えが有効かつ必要な場合があります。

海上災害を防止するために

これまで、危険物が排出され海上火災が発生するおそれがある場合又は危険物の海上火災が発生した場合に最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならないこととされていましたが、今回の改正によって、船舶又は海洋危険物管理施設から危険物の排出が生ずるおそれがある場合にも通報しなければならないこととなります。

今回の改正によって、海上火災が発生した場合等において、海上保安庁長官は、以下の措置を命ずることができることとなります。

①危険物が排出され海上火災が発生するおそれがある場合に、船舶所有者等^{*1}に対する海上災害の発生の防止ために必要な措置

②危険物の海上火災が発生した場合に、船舶所有者等^{*2}に対する海上災害の拡大を防止するために必要な措置

③危険物の排出が生ずるおそれがある場合に、船長等^{*3}に対する当該排出の防止のために必要な措置

※ 1 船舶所有者、管理施設の設置者及び原因となる行為をした者の使用者

※ 2 船舶所有者、海洋危険物管理施設の設置者、管理施設の設置者及び原因となる行為をした者の使用者

※ 3 船長若しくは船舶所有者又は海洋危険物管理施設の管理者若しくは設置者

Q どのような措置が命令されることになるのですか？

A 例えば、①の場合には、引き続く排出の防止や排出された危険物への放水等火災の発生を防止するための措置

②の場合には、消火、延焼の防止等をするための措置

③の場合には、当該危険物の抜取り等排出を防止するための措置

などが考えられます。

その他

①船舶からのビルジその他の油の排出基準について、総トン数100トン未満の船舶からの排出についても、油水分離装置の作動が義務付けられる等排出基準が変更されています。(平成19年1月1日施行)

詳しくは、国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/list/kankyou_03.html の「船舶からの油の排出基準の変更について」をご覧下さい。

②今回の改正によって、油(特定油を除く。)又は有害液体物質を輸送する一定の船舶の船舶所有者に対し、防除のための資機材や要員の確保が義務付けられることに伴い、当該船舶所有者に対し、資機材や要員を確保したときは、必要な事項が記載された書類を提出しなければならないこととなります(これを変更したときも同様)。(平成20年4月1日施行)

また、現在、特定油を輸送する一定のタンカーの船舶所有者等に対し、排出特定油の防除のための資材の備置きが義務付けられており、今回の改正にあわせ、同様に当該タンカーの船舶所有者等に対し、資材を備え付けたときは、必要な事項が記載された書類を提出しなければならないこととなります(これを変更したときも同様)。(平成19年4月1日施行)

Q 今まで資材の備付けについては、このような書類の提出はなかったのに、なぜ、今回資材を備え付けた場合等において、書類を提出させることになったのですか？

A 特定油以外の油及び有害液体物質の防除のための資機材については、その特性に応じた資機材の確保を義務付け、具体的に備え付ける資材やその数量等については各事業者の判断に委ねていることから、その内容を把握するための書類を提出していただくこととしました。また、特定油の防除のための油処理剤等については、現在、その性能を一律に評価した上で、一定の計算式に基づき備え付け数量が決められていますが、昨今の性能の向上にかんがみ、想定排出量に応じ、各事業者がその性能を考慮した上で備え付けることが可能となるよう改正したことから、同様にその内容を把握するための書類を提出していただくこととしました。

Q 特定油の資材について、今保有しているものに変更がない場合でも、新たに書類の提出は必要になるのですか？

A その場合は、書類の提出の必要はありません。今後、保有資材の種類や数量の変更など提出すべき書類の内容に変更があるときに提出していただくこととなります。

不明な点などございましたら下記連絡先までお問い合わせ下さい。

名 称	住 所	電話番号
■手引書に関すること		
北海道開発局港湾空港部港湾建設課	札幌市北区北8条西2-1-1	011-709-2311
東北地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課	仙台市青葉区花京町1-1-20	022-716-0024
北陸地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課	新潟市英咲町1-1-1	025-280-8759
関東地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課	横浜市中区北仲通5-57	045-211-7427
中部地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課	名古屋市港区築地町2	052-651-6497
近畿地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課	神戸市中央区海岸通29	078-391-3101
中国地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課	広島市中区東白島町14-15	082-511-3909
四国地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課	高松市サンポート3-33	087-811-8329
九州地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課	福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-418-3375
沖縄総合事務局開発建設部港湾管理室	那覇市前島2-21-7	098-860-1214
■防除等に関すること		
第一管区海上保安本部警備救難部救難課	小樽市港町5-3	0134-27-0118
第二管区海上保安本部警備救難部救難課	塩釜市貞山通3-4-1	022-363-0111
第三管区海上保安本部警備救難部環境防災課	横浜市中区北仲通5-57	045-211-1118
第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課	名古屋市港区入船2-3-12	052-661-1611
第五管区海上保安本部警備救難部環境防災課	神戸市中央区波止場町1-1	078-391-6551
第六管区海上保安本部警備救難部環境防災課	広島市南区宇品海岸3-10-17	082-251-5111
第七管区海上保安本部警備救難部環境防災課	北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-2931
第八管区海上保安本部警備救難部救難課	舞鶴市字下福井901	0773-76-4100
第九管区海上保安本部警備救難部救難課	新潟市万代2-2-1	025-244-4151
第十管区海上保安本部警備救難部救難課	鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9800
第十一管区海上保安本部環境防災課	那覇市港町2-11-1	098-867-0118
■上記以外のこと		
北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	小樽市港町5-3	0134-27-7182
東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	仙台市宮城野区鉄砲町1	022-791-7516
関東運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	横浜市中区北仲通5-57	045-211-7225
北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課	新潟市万代2-2-1	025-244-6113
中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	名古屋市中区三の丸2-2-1	052-952-8021
近畿運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6426
神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課	神戸市中央区波止場町1-1	078-321-7052
中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	広島市中区上八丁堀6-30	082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	高松市朝日新町1-30	087-825-1189
九州運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-472-3174
沖縄総合事務局運輸部総務運航課	那覇市前島2-21-7	098-866-0064

ホームページをご覧下さい

国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/> 海上保安庁 <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>

問い合わせ先